

## 令和6年度立地企業キャリアアップ研修事業委託業務プロポーザル審査要領

令和6年度立地企業キャリアアップ研修事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度立地企業キャリアアップ研修事業委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は150点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 取組方針</u>	<u>(20点)</u>
<u>(2) 研修内容及び講師</u>	<u>(70点)</u>
<u>(3) 研修効果の測定方法</u>	<u>(30点)</u>
<u>(4) 実施体制・業務実績・スケジュール</u>	<u>(20点)</u>
<u>(5) 金額</u>	<u>(10点)</u>

### 3 審査委員会

参加者が企画提案書に基づくプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所

日時：令和6年5月29日（水）午後2時（予定）

場所：本町ビル 4F・B室（高知市本町5丁目2番17号）

#### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社30分とします。

イ 各社のプレゼンテーション開始時刻は別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、協議を経て随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。